

④ 開業祝い金の取扱い

Q : 私は、今年開業した医者です。開業時の祝い金と披露パーティの費用はどのように取り扱ったらいいのですか？

A : 事業関係者からもらった祝い金は、事業所得の収入金額、パーティ費用は必要経費に算入します。

【解説】

所得税では、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業で一定のものから生ずる所得をいうものとし、生ずる所得とは、本来の事業活動による収入のほか、事業の遂行に付随して生ずる収入も含まれるとしています。

そして、一時所得とは、一時的、偶発的に生じた所得で、他の所得区分に該当しない所得とされ、祝い金は事業所得に該当し、一時所得には該当しないと判断されています。

このようなことから、事業関係者からもらった祝い金は、事業所得の収入金額に算入することになります。(個人的な付き合いとしてもらった祝い金は非課税となります)

また、披露パーティについては、次のように取り扱われます。

① 事業開始後のパーティ

事業所得の必要経費になります。個人的な招待者と事業関係者がいる場合は、合理的な方法により費用を按分します。

② 事業開始前のパーティ

開業費として繰延資産に計上のうえ、5年均等償却または任意償却することとなります。

